

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金) 〈新たなチャレンジ〉 交付要領

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下「センター」という。)は、県内に主たる事務所を有する小規模事業者が、原油高・物価高騰による困難を乗り越え、商工会・商工会議所等と一体となって、原油高・物価高騰対策に向けて新分野、新事業に取り組む「新たなチャレンジ」事業の経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この要領において、「小規模事業者」とは、県内に主たる事務所を有する会社、企業組合、協業組合又は個人事業主及び一定の要件を満たした特定非営利活動法人で、常時使用する従業員の数が、商業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く。)にあっては5人以下、サービス業のうち宿泊業、娯楽業及び製造業その他にあっては、20人以下の事業者をいう。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- 一 国税、県税及び市町村税を完納していない者
- 二 現在及び過去において、国・岐阜県及びこれに類する機関(国、県から受けた補助金等により実施する機関)から今回の申請事業と同一内容で補助金・助成金の交付を受けた者
- 三 反社会的勢力排除に関する誓約事項(別記)に該当する者
- 四 令和3年度又は令和4年度に、センターからアフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉又はアフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)【原油価格・物価高騰対策枠】〈新たなチャレンジ〉で交付を受けた者(交付を受けた補助事業の拡大に取り組む事業者は除く。)

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間内に発生し、支出した経費とする。
- 3 国、県又はそれぞれの外郭団体からの補助金等の補助対象事業(申請を含む)については、本補助金の対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする小規模事業者は、センター理事長(以下「理事長」という。)が別に定める期限までに、補助金申請書及び交付申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の補助金申請書及び交付申請書の様式は、様式1及び様式2のとおりとする。
- 3 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(事業の着手時期)

第6条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。

(補助金交付申請の審査)

第7条 理事長が必要と認めるときは、補助金の申請の採択の適否について審査させるため、審査委員会を設置することができる。

2 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第5条の規定により補助金の申請書の提出があったときは、必要に応じ専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、第5条の規定により補助金の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果を参考にし、補助金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 補助額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 理事長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付けるものとする。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けなければならない。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。
- 三 その他理事長が必要と認める事項

(決定の通知)

第10条 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知(様式3)するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(内容又は経費の配分の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更するときは、「変更承認申請書」(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合であって次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

- 一 補助事業の内容において補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更。
- 二 経費の配分の変更が当該経費の20%以内のもの。

(中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、「補助事業の中止(廃止)申請書」(様式5)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 補助事業者は、理事長から求めがあったときは、補助事業の遂行及び収支の状況について、指定する期日までに「補助事業遂行状況報告書」(様式6)を提出しなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第15条 理事長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 理事長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第22条の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した「補助事業実績報告書」(様式7)に必要な書類を添えて、理事長が別に定める期限までに報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 理事長は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「確定通知書」(様式8)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 収益が生じた場合は、その額の全部又は一部を補助対象外経費とする。

(是正のための措置)

第18条 理事長は、補助事業の完了に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第19条 理事長は、第17条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、「確定通知書」(様式8)を受領後、すみやかに「精算払請求書」(様式9)を理事長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、「取得財産等管理台帳」(様式10)を備え管理しなければならない。

3 理事長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 財産の処分を制限する期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」を勘案して、理事長が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処

分しようとするときは、あらかじめ「取得財産の処分承認申請書」（様式 1 1）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し）

第 2 2 条 理事長は、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令、本要領の規定に違反した場合
- 二 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
- 四 補助金の交付決定後生じた変更により補助事業を遂行することができない場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助事業の経理等）

第 2 3 条 補助事業者は、補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存し、理事長から求めがあったときは、閲覧に供しなければならない。

（補助金の返還）

第 2 4 条 理事長は、第 2 2 条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実施結果の企業化等）

第 2 5 条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の終了後、理事長の求めがあったときは、当該補助事業に係る企業化状況等について、理事長に報告しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第 2 6 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、「産業財産権等取得等届出書」（様式 1 2）を提出しなければならない。

（成果の発表等）

第 2 7 条 理事長は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができる。

2 理事長は、補助事業の内容について、補助事業者名、補助金額、成果等をセンターのホームページ等で公表することができる。

（検査等）

第 2 8 条 理事長は、補助事業者に対し補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（暴力団の排除等）

第 2 9 条 理事長は、第 8 条の規定による交付決定をした後において、補助事業者が第 3 条各号に該当することが明らかになったときは、第 2 2 条の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 理事長は、前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、第 2 4 条の規定により補助事業者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第30条 この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

事業名	原油高・物価高騰対策事業者応援補助金 (岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉
補助対象事業	原油高・物価高騰対策に向けて、商工会・商工会議所と連携して、事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開などに取り組む事業 (令和3年度又は令和4年度に、センターからアフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉又はアフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)【原油価格・物価高騰対策枠】〈新たなチャレンジ〉で交付を受けた補助事業の拡大に取り組む事業を含む。)
補助対象事業者	県内に主たる事務所を有する小規模事業者
補助対象経費	① 機械装置等費 ② 広報費 ③ ウェブサイト関連費 ④ 展示会等出展費 ⑤ 旅費 ⑥ 開発費 ⑦ 資料購入費 ⑧ 雑役務費 ⑨ 借料 ⑩ 委託費・外注費
補助率	補助対象経費の2/3以内
補助限度額 (1事業あたり)	【上限】 3,000千円 【下限】 なし

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

様式および別紙一覧

- 様式1 「申請書」
 - －2 経営計画書
 - －3 補助事業計画書
 - －4 事業支援確認書
- 様式2 「交付申請書」
- 様式3 「交付決定通知書」
- 様式4 「変更承認申請書」
 - －2 経費の配分の変更
- 様式5 「補助事業の中止(廃止)申請書」
- 様式6 「補助事業遂行状況報告書」
- 様式7 「補助事業実績報告書」
 - －2 支出内訳書
 - －3 支払明細報告書
 - －4 収益納付に係る報告書
- 様式8 「確定通知書」
- 様式9 「精算払請求書」
- 様式10 「取得財産等管理台帳」
- 様式11 「取得財産の処分承認申請書」
- 様式12 「産業財産権等取得等届出書」

(様式1)

記入日： 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号			
所在地 (住所)			
名称			印
代表者の役職			
代表者氏名 (姓/名)			
電話番号			

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る申請書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉の交付を受ける者として、公募要領に定める「原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。また、申請にあたっては、公募要領に記載された「重要説明事項」(P.4~5)を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

1. 経営計画書(様式1-2)
2. 補助事業計画書(様式1-3)
3. 事業支援確認書(様式1-4)
4. 補助金交付申請書(様式2)*

* 岐阜県産業経済振興センターでお預かりし、採択決定後に正式受理します。

5. その他必要書類

(1) 法人(特定非営利活動法人を除く)の場合:

- ・ 貸借対照表および損益計算書(直近1期分)

(2) 個人事業主の場合

- ・ 直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1~4面))もしくは開業届

* 収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出

(3) 特定非営利活動法人の場合

- ・ 貸借対照表及び活動計算書(直近1期分)
- ・ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
- ・ 法人税確定申告書(直近1期分)

(様式1-2)

経営計画書

<申請者の概要>

(フリガナ) 名称 (商号または屋号)											
法人番号 (13桁) ※1											
自社ホームページのURL (ホームページが無い場合は「なし」と記載)											
現在の主たる業種※2					原油高・物価高騰対策に向けてチャレンジする業種※2						
細分類の番号		細分類上の業種名称			細分類の番号		細分類上の業種名称				
常時使用する従業員数※3		人		*常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 *従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。							
資本金額 (個人事業者は記載不要)		万 円		設立年月日 (西暦) ※4		年 月 日					
連絡担当者	(フリガナ) 氏名		役職								
	携帯電話番号		E-mailアドレス								

(センターからの書類の送付や必要書類の提出依頼等のメール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。携帯電話番号とE-mailアドレスはどちらも必ず記入をお願いします。)

- ※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー (個人番号 (12桁)) は記載しないでください。
- ※2 「現在の主たる業種」および「原油高・物価高騰対策に向けてチャレンジする業種」については、日本標準産業分類に基づく業種分類による (公募要領P. 40) 細分類の番号 (4桁) と細分類上の業種名称をご記入ください。「現在の主たる業種」とは、複数の事業を営んでいる場合、部門別売上高が一番大きい業種のことです。「原油高・物価高騰対策に向けてチャレンジする業種」とは、本補助金を活用し、新分野・新事業への展開、事業転換や業態転換などに取り組もうとする業種のことです。「現在の主たる業種」と「原油高・物価高騰対策に向けてチャレンジする業種」を比較し、大分類又は中分類が異なる (上2桁の番号が同数でない) 場合は、センターに提出してください。
小分類又は細分類が異なる場合、または異なる (上2桁の番号が同数である) 場合は、岐阜県商工会連合会が実施する原油高・物価高騰対策事業者応援補助金<サービス産業・製造業その他産業>に申請してください。また、取組事例は公募要領p20を参考にしてください。
- ※3 公募要領P. 17の2. (1) ②の常時使用する従業員数の考え方をご参照のうえ、ご記入ください。なお、常時使用する従業員に含めるか否かの判断に迷った場合は、地域の商工会・商工会議所にご相談ください。
- ※4 「設立年月日」は、創業後に組織変更 (例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化) された場合は、現在の組織体の設立年月日 (例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日) を記載してください。
*個人事業者で設立した「日」が不明の場合は、空欄のまま構いません (年月までは必ず記載してください)。

<p>①補助対象事業として取り組む内容が、射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある事業である。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当する (該当する場合は応募できません)</p>	<p><input type="checkbox"/>該当しない</p>
<p>②今回申請している原油高・物価高騰対策に向けた新たな事業には以前から取り組んでおり、その事業売上が総売り上げの50%以上である。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当する (該当する場合は応募できません)</p>	<p><input type="checkbox"/>該当しない</p>
<p>③補助対象事業として取り組む事業目的と同じ事業目的で、令和5年度に国・岐阜県及びこれに類する機関が実施する補助金・助成金制度に申請している。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当する (該当する場合は応募できません)</p>	<p><input type="checkbox"/>該当しない</p>
<p>④補助対象事業として取り組む事業目的が、過去に国・岐阜県及びこれに類する機関が実施した補助金・助成金制度で採択を受け、事業を実施している又は事業完了に伴い補助金・助成金の交付を受けた事業目的と同じである。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当する (該当する場合は概要が分かる資料※1を添付ください)</p>	<p><input type="checkbox"/>該当しない</p>
<p>企業概要・経営計画※2（経営理念や自社や自社の提供する商品・サービスの強みなどを記入すること）</p>		

※1 補助金の名称や事業の内容等が分かる資料

※2 経営計画書（様式1-2）については、商工会・商工会議所にご相談ください。

なお、経営計画書（様式1-2）は5ページ程度で記入願います。

(様式1-3)

補助事業計画書

名 称 : _____

I. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名 (30文字以内で記入すること)
2. 原油高・物価高騰の影響について(原材料費や光熱水費等の高騰による減益状況[令和5年1月~3月の対前年同月比など]を具体的に記入してください。)
3. 原油高・物価高騰対策に向けた新たな事業にチャレンジする経緯
4. 原油高・物価高騰対策に向けた新たな事業の経営方針・目標と今後のプラン
5. 原油高・物価高騰対策に向けた新たな事業の取組内容(これから新たに取り組む事業内容について、何を・どこで(特に改築物件の予定所在地・購入品の設置予定場所は必ず)・いつ・どのように・どうする・がわかるように、創意工夫した点があれば加えながら記入してください。)
6. 補助事業の効果 会社全体の今後の目標や経営方針をまとめること ①目指すべき効果・成果と今後のプラン ②効果・成果の検証方法

※補助事業計画書(様式1-3)に関しては、審査の観点(公募要領P.34参考)を考慮し、具体的に記入してください。

※補助事業計画書(様式1-3 I. 補助事業の内容)は5ページ程度でお願いします。

支援商工会及び商工会議所が記入

(様式1-4)

記入日： 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

商工会・商工会議所名： 印

支援担当者所属・氏名： 印

電話番号（直通）：

メールアドレス：

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る事業支援確認書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金（岐阜県小規模事業者持続化補助金）〈新たなチャレンジ〉への応募を下記の者が行うに当たり、応募支援及び内容確認を行いました。また当該応募者が採択を受けた場合、補助事業の取組に際し実行支援を行うとともに実績報告書、精算払請求書等の書類作成支援を含め、事業完了まで責任を持って支援いたします。

記

支援対象事業者等（以下の欄に事業者名等を記入）
1. 支援事業者名： 2. 代表者氏名： 3. 所在地： 4. 補助事業で行う事業名：

以上

(様式2)

記入日： 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号

所在地

名称

代表者の役職・氏名

印

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉交付申請書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的および内容

補助事業計画書のとおり

*補助事業計画書は、産経センターが指定する様式(公募要領様式1-3)を使用すること。以下同様。

2. 補助事業の開始日および完了予定日(注:最長で2023年12月31日まで)

交付決定日 ~ 2023年 月 日

3. 補助対象経費

補助事業計画書のとおり

4. 補助金交付申請額

補助事業計画書のとおり

5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項(該当するものに○)

(1) あり / (2) なし

*「(1) あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。(詳細は公募要領 P.39~40 参照。)

該当事項: _____

(様式3)

岐産振第 号
年 月 日

様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 印

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました上記応援補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので、原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領(以下「交付要領」という。)第10条の規定により通知します。

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費および補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円(税抜き)
うちウェブサイト関連費	金	円(税抜き)
補助金の額	金	円(税抜き)
うちウェブサイト関連費	金	円(税抜き)

〈留意事項〉

(1) 補助金交付の条件は次による。

補助事業者は原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領で定めるところに従うほか、センターの指示に従うこと。

なお、次の事項に該当することとなった場合には、事前に理事長の承認を受けること。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止する場合。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合。
- 三 その他理事長が必要と認める事項。
- 四 補助事業の内容または経費の配分の変更をする場合。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合であって次に該当する場合は不要。
 - ① 補助事業の内容において補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更。
 - ② 経費の配分の変更が当該経費の20%以内のもの。

(2) 事業完了後の実績報告書の提出は次による。

補助事業者は、補助事業が完了(補助対象経費の支払いまで含みます)したときは、その日から起算して30日を経過した日、または2024年1月10日(水)(消印有効)のいずれか早い日までに補助事業実績報告書をセンターに提出すること。

なお、補助事業実施期間は交付決定日から2023年12月31日まで。

(3) 補助金の額の確定は次による。

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2/3、または上記2. 記載の「補助金の額」(補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。以下同じ。)のいずれか低い額。

ウェブサイト関連費に係る補助金の額は、変更申請承認または補助事業実績報告書の審査の結果により、減額される場合がある。

(様式4)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第12条第1項の規定により承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

経費の配分の変更については、(様式4-2)「経費の配分の変更」のとおり

(様式4-2)

【変更承認申請書に添付】

事業者名： _____

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る経費の配分の変更

(単位:円)

経費区分	補助対象経費(税抜)	
	金額	
	変更前	変更後
1. 機械装置等費		
2. 広報費		
3. ウェブサイト関連費		
4. 展示会等出展費		
5. 旅費		
6. 開発費		
7. 資料購入費		
8. 雑役務費		
9. 借料		
10. 委託費・外注費		
(1)補助対象経費小計(ウェブサイト関連費を除く)【①】		
(2)補助金額(ウェブサイト関連費を除く)【②】 ①×補助率 2/3 以内(千円未満切捨て)		
(3)ウェブサイト関連費に係る補助対象経費小計【③】		
(4)ウェブサイト関連費に係る補助金額【④】 (⑥の 1/4 を上限(最大75万円))×補助率 2/3(※)以内(千円未満切捨て)		
(5)補助対象経費合計【⑤】(①+③)		
(6)補助金額合計【⑥】(②+④)		

※②及び④に係る補助金の額は変更前の補助金額を上限とする。

(様式5)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る補助事業の中止(廃止)申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第13条の規定により承認を申請します。

記

1. 中止(廃止)の事業名
2. 中止(廃止)の理由
3. 補助事業中止の期間(廃止の時期)

(様式6)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る補助事業遂行状況報告書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉
交付要領第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名(交付決定通知書の日付を記載のこと。)
(年 月 日交付決定)
2. 補助金額(単位は千円とし、算用数字を用いること。)
3. 実施した補助事業の概要
 - (1) ●月末現在の実施状況
(①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、の3点について記入)
 - (2) ●月末現在の事業経費の状況
・支出内訳書および支払明細報告書(別紙)

(様式7)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉に係る補助事業実績報告書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名(交付決定通知書の日付を記載のこと。)

(年 月 日交付決定)

2. 事業期間

2023年 月 日～ 2023年 月 日

3. 実施した補助事業の概要

(1)事業の具体的な取組内容

(2)事業成果(概要)

(3)事業経費の状況

・支出内訳書(様式7-2)

(4)本補助事業がもたらす効果等

(5)本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

(様式7-2)【実績報告書に添付】

事業者名: _____

支出内訳書

(単位:円)

経費区分	補助対象経費(税抜)
1. 機械装置等費	
2. 広報費	
3. ウェブサイト関連費	
4. 展示会等出展費	
5. 旅費	
6. 開発費	
7. 資料購入費	
8. 雑役務費	
9. 借料	
10. 委託費・外注費	
(ウェブサイト関連費を除く)補助対象経費小計(①)	
(ウェブサイト関連費のみ)補助対象経費小計(②)	
(1)①の3分の2の金額(千円未満切捨て)	
(2)②の3分の2の金額(千円未満切捨て)	
(3)(1)+(2)の合計額	
(4)交付決定通知書記載の補助金の額 (計画変更で補助金の額を変更した場合は変更後の額)	
(5)補助金額((3)または(4)のいずれかが低い額)	
(6)収益納付額(控除される額)(千円未満切捨て)	
交付を受ける補助金額(精算額) (5)-(6) ≤ 300万円	
(2) ≤ (5) × 1/4 であるか	はい・いいえ(※)

(※):いいえの場合は実績報告ができません。

(様式7-3)

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金支払明細報告書

事業者名

				(A)	(B)	(C)	(D)=(A)-(B)+(C)	(単位:円)						
				発注から支払までが事業期間内となっているかどうか										
経費区分	提出書類NO ※1	支払の明細	調達先等	支払額(税込)	消費税	源泉徴収額	補助対象経費(税抜) ※2	補助対象経費(申請時・税抜)	見積書年月日	発注(契約)書年月日	入手(納品)年月日	請求書年月日	支払(振込)年月日	
3. ウェブサイト関連費														
3. ウェブサイト関連費の小計①				0	0	0	0	0						
3. ウェブサイト関連費以外の小計②				0	0	0	0	0						
①と②の合計				0	0	0	0	0						

※1 提出書類NOには、見積書、発注(契約)書、請求書、振込依頼書等の書類の右肩に記入した番号を記入すること。
 ※2 (D) 列の各経費区分ごとの合計額を「様式7-2」の「補助対象経費(税抜)」の欄に転記すること。

(様式7-4)【様式7:実績報告書に添付】

収益納付に係る報告書

事業者名: _____

令和 年 月 日付けをもって交付決定の通知があった原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉の補助事業の実施期間内における収益等の状況について、下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施結果の事業化等の有無

- | | | |
|------------------------|---|---|
| 1. 補助事業の実施結果の事業化 | 有 | 無 |
| 2. 産業財産権等の譲渡または実施権の設定 | 有 | 無 |
| 3. その他補助事業の実施により発生した収益 | 有 | 無 |

(単位:円)

補助金額 (A)	補助対象経費 (B)	補助事業に係る売上額 (C)	補助事業に係る収益額 (D)	控除額 (E)	納付額 (F)

【記載注意事項】

(1) 1. ~3. においてすべて「無」(1. については、事業実施期間内に売上なし)の場合には、上記の表への記入は不要。

(2) 「補助金額(A)」は、別紙7-2の支出内訳書に記載の「(3)補助金額」をいう。

(3) 「補助対象経費(B)」とは、別紙7-2の支出内訳書および支払明細報告書に記載の「補助対象経費合計(上記1.~10.の合計)」をいう。

(4) 「補助事業に係る売上額(C)」とは、補助事業期間における当該事業の売上額をいう。

(5) 「補助事業に係る収益額(D)」とは、「補助事業に係る売上額(C)」から、同売上額を得るのに要した額(補助対象経費以外の製造原価・販売管理費等)を差し引いた額をいう。

なお、「補助事業に係る収益額(D)」がゼロまたはマイナスの場合には(D)にゼロと記載する。

(6) 「控除額(E)」とは、「補助対象経費(B)」のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額をいう。 控除額(E) = 「補助対象経費(B)」 - 「補助金額(A)」

(7) 「納付額(F)」 = 「補助事業に係る収益額(D)」 - 「控除額(E)」
× 「補助金額(A)」 / 「補助対象経費(B)」 * 円未満切上げ

(注) 補助事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。

(様式8)

岐産振第 号
年 月 日

(補助事業者) 様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
理事長 印

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉確定通知書

年 月 日付け岐産振第 号で交付決定した原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉については、原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第17条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額	金	円(税抜き)
うちウェブサイト関連費	金	円(税抜き)
2 交付確定額	金	円(税抜き)

3 事業名

(様式9)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

令和5年度原油高・物価高騰対策事業者応援補助金
(岐阜県小規模事業者持続化補助金)
〈新たなチャレンジ〉精算払請求書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 事業名(交付決定通知書の日付を記載のこと。)
(年 月 日交付決定)

2. 請求金額(算用数字を用いること。)

_____ 円

3. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義(カタカナ)
※以下の項目(カタカナの名義含む)が記載された当該口座の預金通帳のページのコピーを添付すること。

振込先金融機関名		
	金融機関コード(4桁)	
支店名		
	支店コード(3桁)	
種別(当座/普通)		
口座番号		
口座の名義(カタカナ)		

(様式10)

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

取得財産等管理台帳

事業者名: _____

番 号: _____

(単位:円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第21条第1項に定める財産とする。
2. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区分して記載のこと。
3. 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載のこと。
4. 「自動車等車両」(道路運送車両法第2条第2項に定める「自動車」および同条第3項に定める「原動機付自転車」)については、別に「車両運行日誌」を整備すること。

(様式11)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

取得財産の処分承認申請書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 品目および取得年月日
2. 取得価格および時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

(様式12)

年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

郵便番号		
所在地		
名称		印
代表者の役職		
代表者氏名		
電話番号		

産業財産権等取得等届出書

原油高・物価高騰対策事業者応援補助金(岐阜県小規模事業者持続化補助金)〈新たなチャレンジ〉交付要領第26条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付決定日
3. 開発項目
4. 出願国
5. 出願に係る工業所有権の種類
6. 出願日
7. 出願番号
8. 出願人
9. 代理人
10. 優先権主張